第４４号議案

豊川市営住宅条例の一部改正について

豊川市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成３０年６月５日提出

豊川市長　山　脇　　実

豊川市営住宅条例の一部を改正する条例

豊川市営住宅条例（平成９年豊川市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

第１６条第１項中「次条第３項」を「次条第４項」に、「同条第４項」を「同条第５項」に改め、同項ただし書中「場合」の次に「（次条第１項ただし書に規定する場合を除く。）」を加える。

第１７条第１項に次のただし書を加える。

ただし、市営住宅の入居者（省令第８条各号に掲げる者に該当する者に限る。）が収入の申告をすること及び第３６条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、この限りでない。

第１７条第４項を同条第５項とし、同条第３項中「申告」の次に「又は前項の規定による収入の把握」を加え、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　市長は、第１項ただし書に規定する場合においては、省令第９条に規定する方法により市営住宅の入居者の収入を把握するものとする。

第２９条第１項及び第２項中「毎年度、」の次に「第１７条第４項の規定により認定した」を加える。

第３１条第２項中「第８条第２項」の次に「（第１７条第１項ただし書に規定する場合にあっては、政令第８条第３項において読み替えて準用する同条第２項）」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

理　由

この案を提出するのは、公営住宅法の一部改正を踏まえ、認知症等により収入の申告等が困難な事情にある入居者について収入の申告義務を免除するとともに、当該入居者に係る収入の額の認定方法及び家賃の決定方法を定める必要があるからである。